



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川 崎 市 役 所
 (総務局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

<p>◇川崎市職員の退職管理に関する条例 (第2号) 1338</p> <p>◇川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (第3号) 1338</p> <p>◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第4号) 1340</p> <p>◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第5号) 1341</p> <p>◇川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例(第6号) 1342</p> <p>◇川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(第7号) 1342</p> <p>◇川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(第8号) 1342</p> <p>◇川崎市報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例(第9号) 1343</p> <p>◇川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例(第10号) 1343</p> <p>◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第11号) 1343</p> <p>◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(第12号) 1373</p> <p>◇川崎市住民投票条例の一部を改正する条例(第13号) 1373</p> <p>◇川崎市固定資産評価審査委員会条例及び川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(第14号) 1373</p> <p>◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第15号) 1374</p>	<p>◇川崎市契約条例の一部を改正する条例(第16号) 1375</p> <p>◇川崎市客引き行為等の防止に関する条例(第17号) 1375</p> <p>◇川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例(第18号) 1376</p> <p>◇川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例(第19号) 1378</p> <p>◇川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例(第20号) 1378</p> <p>◇川崎市消費生活センター条例(第21号) 1378</p> <p>◇川崎市予防接種運営委員会条例の一部を改正する条例(第22号) 1379</p> <p>◇川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の一部を改正する条例(第23号) 1379</p> <p>◇川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例(第24号) 1380</p> <p>◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第25号) 2381</p> <p>◇川崎市空家等対策協議会条例(第26号) 2381</p> <p>◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第27号) 2381</p> <p>◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(第28号) 1382</p> <p>◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(第29号) 1382</p> <p>◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第30号) 1383</p> <p>◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(第31号) 1384</p> <p>◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第32号) 1384</p> <p>◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す</p>
--	--

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第1号ア及び第26条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第9号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第1条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和39年川崎市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第13号中「異議の申立て」を「審査請求」に改める。

(かわさき新産業創造センター条例施行規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立てを」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(1) かわさき新産業創造センター条例施行規則(平成14年川崎市規則第91号)第4号様式

(2) 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年川崎市規則第106号)第4号様式

(3) 川崎市葬祭条例施行規則(昭和27年川崎市規則第28号)第4号様式

(4) 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則(昭和46年川崎市規則第26号)第5号様式、第8号様式、第9号様式及び第10号様式

(5) 川崎市久末老人デイサービスセンター条例施行規則(平成15年川崎市規則第134号)第3号様式

(6) 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年川崎市規則第103号)第14号様式

(7) 川崎市都市計画法施行細則(昭和47年川崎市規則第75号)第2号様式、第3号様式、第10号様式及び第11号様式

(8) 川崎市宅地造成等規制法施行細則(昭和47年川崎市規則第78号)第2号様式

(9) 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則(平成16年川崎市規則第78号)第5号様式

(10) 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則(平成8年川崎市規則第10号)第25号様式

(11) 川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則(平成17年川崎市規則第52号)第6号様式

(12) 川崎市下水道条例施行規則(昭和36年川崎市規則第50号)第2号様式

(13) 川崎市石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する細則(昭和52年川崎市規則第75号)第2号様式から第6号様式まで

(川崎市競輪場内売店使用条例施行規則の一部改正)

第3条 川崎市競輪場内売店使用条例施行規則(昭和35年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第7号様式中

「

不許可の 施工内容	<input type="checkbox"/> 有(別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 無
	理由

」

を

「

不許可の 施工内容	<input type="checkbox"/> 有(別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 無
	理由 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての最終があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

」

に改める。

(川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則(平成5年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化

廃棄物再生利用指定業者指定証

川崎市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号・第9条第2号
第2条の3第2号・第10条の3第2号
の規定により、次のとおり廃棄物再生利用指定業者の指定を受けた者であることを証します。

年 月 日

川崎市市長 印

1 指 定 年 月 日 年 月 日

2 指 定 番 号

3 事 業 の 範 囲

- (1) 再生活用及び再生輸送の別
- (2) 取り扱う廃棄物の種類

4 再生利用の方法

5 取 引 関 係

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第34号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例施行規則(平成7年川崎市規則第50号)を次のように改正する。

第3号様式中「ころ」を「頃」に、「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第32号様式の2中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(川崎市と畜場法施行細則の一部改正)

第8条 川崎市と畜場法施行細則(昭和59年川崎市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第10号様式から第12号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に、「と畜場法施行細則」を「川崎市と畜場法施行細則」に改める。

(川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則及び川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(1) 川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則(平成18年川崎市規則第36号)別記様式

(2) 川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則(平成20年川崎市規則第64号)第3号様式

(川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則及び川崎市港湾環境整備負担金条例施行規則の一部改正)

第10条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(1) 川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年川崎市規則第32号)第4号様式

(2) 川崎市港湾環境整備負担金条例施行規則(昭和55年川崎市規則第29号)第4号様式、第7号様式、第8号様式及び第10号様式

(川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第11条 川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例施行規則(平成18年川崎市規則第103号)の一部を次のように改正する。

第5号様式及び第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第10号様式及び第11号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(川崎市知的障害者福祉法施行細則及び川崎市児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第12条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(1) 川崎市知的障害者福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第58号)第13号様式

(2) 川崎市児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する規則(平成20年川崎市規則第88号)別記様式

(川崎市老人福祉法施行細則の一部改正)

第13条 川崎市老人福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第2項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」に改め、同表備考第3項第2号中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に、「第41条の3の2第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項」に改め、同項第3号中「第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

第11号様式及び第15号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(川崎市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第14条 川崎市国民健康保険条例施行規則(昭和33年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第12号様式及び第13号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

第17号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部改正)

第15条 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則(昭和47年川崎市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第12号様式、第13号様式及び第13号様式の2中「60日」を「3月」に改め、「(以下「取消訴訟」といいます。)」を削り、「前記の審査請求についての裁決があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日))」に、「6箇月」を「6月」に改め、「なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。」を削る。

第20号様式及び第21号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第24号様式及び第25号様式中「60日」を「3月」に改め、「(以下「取消訴訟」といいます。)」を削り、「前記の審査請求についての裁決があったことを知った日」を「この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)」に、「6箇月」を「6月」に改め、「なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。」を削る。

第25号様式の2中「建築物の、」を「建築物、」に、「60日」を「3月」に改め、「(以下「取消訴訟」といいます。)」を削り、「前記の審査請求についての裁決があったことを知った日」を「この処分があったことを知

った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)」に、「6箇月」を「6月」に改め、「なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。」を削る。

第29号様式及び第30号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第32号様式中「指定都市等の長」を「市長」に改める。(川崎市防災建築街区造成条例施行規則の一部改正)
第16条 川崎市防災建築街区造成条例施行規則(昭和37年川崎市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第9条(見出しを含む。)中「異議の申立て」を「審査請求」に、「第12条第1項」を「第12条」に改める。

(川崎市都市緑地法施行細則の一部改正)

第17条 川崎市都市緑地法施行細則(平成12年川崎市規則第124号)の一部を次のように改正する。

第10号様式及び第11号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第18号様式中(裏)中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、

「
(大都市等の特例)
第32条 この章の規定により、都道府県が処理することとされている事務は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この章の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。
(第2項省略)

」を削る。

第19号様式(裏)中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「第8条第1項各号」を「第8条第1項各号」に改め、

「
 (大都市等の特例)
 第32条 この章の規定により、都道府県が処理することとされている事務は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この章の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。
 (第2項省略)

」
を削る。

(川崎市風致地区条例施行規則の一部改正)

第18条 川崎市風致地区条例施行規則(昭和47年川崎市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第10号様式及び第11号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第19条 川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和36年川崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「異議申立てを」を「審査請求を」に改め、同条第4号中「異議申立て要旨」を「審査請求の要旨」に改め、同条第5号中「異議申立て年月日」を「審査請求の年月日」に改め、同条第6号中「異議申立て人」を「審査請求人」に改める。

第17条中「異議申立書」を「審査請求書」に、「異議申立て人」を「審査請求人」に改める。

(危険物の規制に関する細則の一部改正)

第20条 危険物の規制に関する細則(昭和41年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2号様式、第4号様式、第5号様式、第7号様式、第9号様式、第10号様式及び第12号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第13号様式中「6箇月」を「6月」に改める。

第14号様式、第15号様式、第23号様式の2及び第23号様式の3中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第24号様式中「6箇月」を「6月」に改める。

第26号様式、第27号様式、第29号様式から第30号様

式の4までの規定、第31号様式の2から第33号様式までの規定及び第39号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月」を「6月」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第1条、第16条及び第19条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市職員の標準的な職を定める規則をここに公布する。

平成28年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第10号

川崎市職員の標準的な職を定める規則

職員(市長事務部局の職員に限る。)に係る地方公務員法(昭和25年法律第261号)第15条の2第2項の標準的な職は、別表の第1欄に掲げる職務の種類及び同表の第3欄に掲げる職の属する同表の第2欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表

職務の種類	職制上の段階	職	標準的な職
川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。)別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務	局長級	局長、本部長、技監、税務監、担当理事、区長、会計管理者又は事務局長(看護短期大学及び市民オンブズマン事務局を除く。)	局長
	部長級	副区長、部長若しくは担当部長、部に相当する室の長、部に相当する事業所等の長、副室長、副所長(保健福祉センター及び川崎港管理センターに限る。)又は事務局長(看護短期大学及び市民オンブズマン事務局に限る。)	部長